

「Medtec Japan 2025」共同出展企業の募集

神戸市 企画調整局 医療産業都市部 誘致・産業化担当

神戸医療産業都市では、「Medtec Japan 2025」に設置する予定の神戸医療産業都市ブースにおいて共同出展する企業を募集いたします。

「Medtec Japan 2025」概要

医療機器の製造・設計に関する国内唯一の展示会・セミナー『Medtec Japan』。医療機器の設計・製造に関わる医療機器業界のサプライヤーと国内外の医療機器メーカーの開発・研究関係者が一堂に会するイベントであり、サプライヤーと来場者が活発に情報収集、商談できる貴重な場となっている。

また、医療用エレクトロニクス展、医療 ICT・在宅医療展、検査キット完成品&開発展、メディカルシティ・災害医療・防災安全展が同時開催。

- 日 時 2025年4月9日(水)～4月11日(金)
- 場 所 東京ビッグサイト(東展示棟)
- 主 催 インフォーママーケットツジャパン株式会社
- 出展者数/来場者数 出展社 454社・団体 来場者 17,570名(2024年実績)
- 公式HP <http://www.medtecjapan.com>

「神戸医療産業都市ブース」出展者募集要項

(1)共同出展概要

- ①神戸市が出展する「神戸医療産業都市」ブース(約36㎡)での共同出展(募集社数:6社程度)となります。
※ブースのレイアウト、デザイン等は神戸市が指定いたします。
- ②各社のパネル展示スペースはA1またはA0サイズ、展示台は間口1m程度、奥行き50cm程度を予定しております。
- ③説明員の配置(常時1名以上)を必ず行ってください。パネルや配布資料のみの展示はできません。
- ④当展示会(過去含む)に独自(単独)出展された企業は、当ブースで出展いただけません。
また、当展示会に他自治体等の共同出展枠で出展される企業は、当ブースで出展いただけません。
- ⑤開催期間中に、ブース内で5～10分程度の自社PRを行っていただく予定です。

(2)出展対象

- ・神戸市内に医療関連事業の拠点を設置している又は2025年3月末までに設置を予定している企業(医療関連事業への参入を目指す企業を含む)

(3)募集期間: 2024年12月16日(月)から2025年1月16日(木)17:00まで

(4)出展企業にご負担いただく費用:

- ・共同出展料 **大企業10万円/中小企業3万円** ※詳細は【備考】をご参照ください
※共同出展企業決定後、共同出展社都合によるキャンセルの場合、返金はありません。
※なお共同出展料は展示会終了後に請求予定ですが、期限までに納付されない場合、
遅延利息(年3%)がかかる場合があります。
- ・神戸市負担以外の全ての費用(旅費・宿泊費・製品/パネル製作費・配付物作製費・プレゼンテーション準備費・輸送費・出展に関わる保険料等)

(5)神戸市が負担する費用:

・会場使用料、基本装飾(社名表示版・壁・カーペット)、基本的な電気代及びその工事費、基本備品(展示台・スポットライト・コンセント等)の費用など

(6)お申し込み

■下記の申込書を、神戸市 企画調整局 医療産業都市部 誘致・産業化担当に E-Mail でご提出ください。

申込書提出期限 2025年1月16日(木)17:00まで必着

■出展目的や展示品を、写真などを用いてできるだけ具体的にご記入ください。

特に、危険物申請のため、リチウムイオン電池関係の商材がある場合は、その旨を明記してください。

■応募多数の場合は、申込書記載内容や、神戸市または公益財団法人神戸医療産業都市推進機構が出展する展示会への共同出展経験の有無等を総合的に勘案し、出展企業を選定します(出展企業選定のため、申込書記載内容以外にも追加で確認させていただくことがあります)。

■出展の可否は、1月下旬を目途に全ての応募企業にお知らせいたします。

■今回の募集は 2025 年度予算の成立を前提に行っています。予算の状況により、変更や出展を取り止める場合がございますので、ご了承願います。

出展を取り止める場合、取り止めまでに発生した費用(パネル製作費・保険料等)は出展企業の負担となります。

(7)申込書ご提出・お問い合わせ先

神戸市 企画調整局 医療産業都市部 誘致・産業化担当 (担当:高田・楊)

電話:078-322-6341 E-Mail:kbic-contact@office.city.kobe.lg.jp

※メールの容量は 14MB 以下です。容量を超える場合は受信できませんのでご注意ください。

【備考】

※中小企業とは、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者。ただし、大企業が実質的に経営に参画しているもの(以下「みなし大企業」※という。)を除く。

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア.発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業。

イ.発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している中小企業。

ウ.大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業。

※中小企業等経営強化法第2条第1項における「常時使用する従業員の数」とは、申請者が雇用する労働者のうち、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 20 条に規定する解雇の予告を必要とする労働者の数とする。

●参考:中小企業庁ホームページ(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)